

議員提出議案第11号

郵便投票の対象範囲の拡大を検討するよう求める意見書

上記の議案を提出する。

令和4年6月23日

提出者	12番	安西	まさのぶ	13番	梅沢	とよかず
	20番	かわごえ	誠一	28番	清水	こういち
	31番	中村	しんご	32番	下山	しんいち
	33番	小山	たつや	34番	秋本	とよえ
	35番	秋家	聡明	38番	米山	真吾

葛飾区議会議長 峯岸良至 殿

郵便投票の対象範囲の拡大を検討するよう求める意見書

選挙における投票環境の向上を検討していた総務省の研究会が2017年6月13日、投票所に足を運ぶことが難しい人向けの「郵便投票」の対象を、現在認められている最重度の要介護5から、要介護4と要介護3の人にも広げるべきだとする報告書をまとめてから約5年が経過したが、未だに実現には至っていない。

郵便投票は、自宅に投票用紙を取り寄せて郵便で投票する仕組みで、重度の身体障害者らに認められており、2004年からは要介護5の人も対象になった。

研究会によると、2015年度に要介護認定を受けた人のうち、要介護4の95.6%、要介護3の80.2%が、寝たきりや「寝たきりに近い」と判定され、投票所に出向くのが難しい状態だと推測される。

厚生労働省の報告では、2017年度末での戦傷病者手帳の交付者数が6,871人、令和4年2月時点での要介護5の方が58万6,253人、要介護4の方が87万464人、要介護3の方が91万5,371人という数字が示されており、拡大が実現できれば、郵便投票の対象者は約59万人から約238万人に増えると想定される。

選挙で民意を反映させるためには、投票率を高めていく必要があり、投票に行きたいのに行けない人を減らす工夫が求められている。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、郵便投票の対象範囲を要介護4・要介護3ま

で拡大の検討をするよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。